

第84回国民スポーツ大会
第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会

第6回 総会

別 冊

令和7年7月29日（火）

島根県民会館 中ホール



島根県観光キャラクター「しまねっこ」

**第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会決定事項**

○第 5 回常任委員会（令和 7 年 3 月 1 3 日）

- ・ 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会関係規程の一部改正 ・・・P2
- ・ 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画改正 ・・・P8
- ・ 第84回国民スポーツ大会 公開競技会場地市町村第1次選定 ・・・P10
- ・ 第84回国民スポーツ大会 デモンストラーションスポーツ実施競技及び会場地市町村
第 1 次選定 ・・・P13
- ・ 第29回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村第 2 次選定 ・・・P15
- ・ 第84回国民スポーツ大会 記録業務基本方針 ・・・P16
- ・ 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針 ・・・P17
- ・ 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針 ・・・P18
- ・ 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画 ・・・P20
- ・ 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針 ・・・P24
- ・ 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画 ・・・P25
- ・ 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針 ・・・P27
- ・ 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画 ・・・P28

各委員会の会議資料については、以下県のHP配下に PDF ファイルをアップしています。

【島根県 HP】

くらし > 文化・スポーツ > スポーツ > 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会 > 準備委員会

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/sports/dai84kaikokusupo_dai29kaissyouspo/junbiinkai/ (右記 QR コードも同様のページへ遷移します。)



第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会専門委員会規程の一部改正

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

1 改正の理由

- 1) 第84回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ、第29回全国障害者スポーツ大会オープン競技の実施競技及び会場地市町村選定までの手続きを明確にし、各専門委員会における業務の円滑化を図るため、所要の改正を行う。
- 2) 開催準備を円滑に進めるため、「警備・消防専門委員会」を設置するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

別紙のとおり

3 施行日

令和 7年 3月13日

新旧対照表

改正前			改正後		
第1条付託、第2条～第9条 [略] 別表（第2条関係）			第1条付託、第2条～第9条 [略] 別表（第2条関係）		
委員会名	付託事項	委任事項	委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 [略] 2 会場地選 定に関する こと 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略]	[略]	総務企画 専門委員会	1 [略] 2 会場地選 定に関する こと（デモ ンストレー ションスポ ーツ及びオ ープン競技 を除く） 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略]	[略]
競技運営 専門委員会	1 [略] 2 [略] 3 その他競 技運営に係る 重要な事項に 関すること	1 [略] 2 [略] 3 デモン ストレーショ ンスポーツ に関するこ と 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略]	競技運営 専門委員会	1 [略] 2 [略] 3 <u>デモン ストレーショ ンスポーツ の実施競技 及び会場地 市町村の選 定に関する こと</u> 4 その他競 技運営に係る 重要な事項に 関すること	1 [略] 2 [略] 3 デモン ストレーショ ンスポーツ に関するこ と（ <u>実施競 技及び会場 地市町村選 定を除く</u> ） 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略]
広報・地域づ くり 専門委員会	[略]	[略]	広報・地域づ くり 専門委員会	[略]	[略]
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	1 [略] 2 その他全 スポの運営 に係る重要 な事項に関 すること	[略]	全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	1 [略] 2 <u>オープン 競技の実施 競技及び会 場地市町村 の選定に関 すること</u> 3 その他全 スポの運営 に係る重要 な事項に関 すること	1 [略] 2 <u>オープン 競技に関す ること（実 施競技及び 会場地市町 村選定を除 く）</u> 3 その他全 スポの運営 に関するこ と（他の専 門委員会の 委任事項を 除く。）

宿泊・衛生 専門委員会	[略]	[略]	宿泊・衛生 専門委員会	[略]	[略]
輸送・交通 専門委員会	[略]	[略]	輸送・交 専門委員会	[略]	[略]
式典 専門委員会	[略]	[略]	式典 専門委員会	[略]	[略]
			<u>警備・消防 専門委員会</u>	<u>1 警備、消 防及び防災 の基本的事 項に関する こと</u> <u>2 その他警 備、消防及 び防災に係 る重要な事 項に関する こと</u>	<u>1 警備、消 防及び防災 に係る計画 の推進に関 すること</u> <u>2 その他警 備、消防及 び防災に関 すること (重要な事 項を除 く。)</u>

第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会専門委員会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1 名

（2）副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する こと 2 会場地選定に関すること（デ モンストレーションスポーツ及び オープン競技を除く） 3 県及び会場地市町村の業務分 担・経費負担に関すること 4 競技施設及び関連施設の基本的 事項に関すること 5 開・閉会式会場及び関連施設の 基本的事項に関すること 6 情報通信施設の基本的事項に 関すること 7 他の専門委員会に属さない重要 な事項に関すること	1 総合的な計画の推進に関する こと 2 文化プログラムに関すること 3 競技施設及び関連施設の調 査、調整等に関すること 4 開・閉会式会場及び関連施設 の調査、調整等に関すること 5 情報通信施設の調査、調整等 に関すること 6 募金・企業協賛に関すること 7 他の専門委員会に属さない事 項に関すること（重要な事項を 除く。）
競技運営 専門委員会	1 競技運営等の基本的事項に関 すること 2 実施予定競技の選択に関する こと 3 デモンストレーションスポ ーツの実施競技及び会場地市町村の選 定に関すること 4 その他競技運営に係る重要な 事項に関すること	1 競技運営に係る計画の推進に 関すること 2 競技役員等の養成及び編成に 関すること 3 デモンストレーションスポ ーツに関すること（実施競技及び 会場地市町村選定を除く） 4 競技用具の整備に関すること 5 リハーサル大会に関すること 6 競技記録に関すること 7 その他競技運営に関すること （重要な事項を除く。）
広報・地域づくり 専門委員会	1 広報の基本的事項に関する こと 2 機運醸成の基本的事項に関 すること 3 地域づくりの基本的事項に 関すること 4 その他広報、機運醸成及び地 域づくりに係る重要な事項に 関すること	1 広報及び啓発の実施に関 すること 2 機運醸成の推進に関する こと 3 愛称・スローガン、マスコ ット等に関すること 4 県民運動の推進など地域づ くりに関すること 5 ボランティアの募集・養成 に関すること 6 報道機関との調整に関 すること 7 記録映像及び記録写真に 関すること 8 その他広報、機運醸成及び 地域づくりに関すること（重 要な事項を除く。）

委員会名	付託事項	委任事項
全国障害者スポーツ大会 専門委員会	1 第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること 2 オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関すること 3 その他全スポの運営に係る重要な事項に関すること	1 全スポの競技運営に係る計画の推進に関すること 2 オープン競技に関すること（実施競技及び会場地市町村選定を除く） 3 その他全スポの運営に関すること（他の専門委員会の委任事項を除く。）
宿泊・衛生 専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関すること 2 医事・衛生の基本的な事項に関すること 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること	1 宿泊業務に関すること 2 食事等の提供に関すること 3 医療救護及び防疫に関すること 4 食品衛生及び環境衛生に関すること 5 その他宿泊及び医事・衛生に関すること（重要な事項を除く。）
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関すること 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること	1 全国輸送に関すること 2 開・閉会式の輸送に関すること 3 競技会場の輸送に関すること 4 その他輸送及び交通に関すること（重要な事項を除く。）
式典 専門委員会	1 式典の基本事項に関すること 2 その他式典に係る重要な事項に関すること	1 開・閉会式の企画及び運営に関すること 2 式典音楽に関すること 3 式典演技に関すること 4 大会旗及び炬火リレーに関すること 5 その他式典に関すること（重要な事項を除く。）
警備・消防 専門委員会	1 警備、消防及び防災の基本的事項に関すること 2 その他警備、消防及び防災に係る重要な事項に関すること	1 警備、消防及び防災に係る計画の推進に関すること 2 その他警備、消防及び防災に関すること（重要な事項を除く。）

年度		2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)
逆 年		(開催12年前) 内々定	(開催11年前)	(開催10年前)	(開催9年前)	(開催8年前)	(開催7年前)	(開催6年前)	(開催5年前) 内定	(開催4年前)	(開催3年前) 決定	(開催2年前)	(開催1年前)	開催年
開催手続		開催要望書提出 (日ス協・文科省)						中央競技団体視察	開催申請書提出 (日ス協・文科省)		日ス協・文科省視察 決定書受領(会期確定)		中央競技団体視察	
準備組織等	県	国スポ担当スタッフ設置 (スポーツ振興課内)	国スポ準備室設置 (スポーツ振興課内)	業務の増加・細分化に応じて組織を拡充(課の設置など)						国スポ準備局設置			大会実施本部	
	市町村		市町村担当者会議					会場地市町村国スポ準備委員会(随時設置)	会場地市町村国スポ実行委員会	県行幸啓本部	警衛本部			
	競技団体		競技団体担当者会議	競技運営計画 競技役員等養成計画	競技役員等養成の推進						市町村競技会実施本部			
組 織	【提言内容】 ・目指す成果と開催の意義 ・島根における大会のあり方 ・取組の方向性	国スポ・全スポ検討懇話会	国スポ・全スポ準備委員会	総 会	総務企画専門委員会	全国障害者スポーツ大会 専門委員会	宿泊・衛生専門委員会	警備・消防専門委員会	魅力発信・誘客専門委員会	国民スポーツ大会・ 全国障害者スポーツ大会 実行委員会				最終総会 解散
			常任委員会	競技力向上対策本部 設置	競技運営専門委員会	広報・地域づくり 専門委員会	輸送・交通専門委員会	募金・協賛推進委員会						
全体計画			開催基本方針 会場地市町村選定基本方針 総合開・閉会式会場選定	開催準備総合計画(1次)		開催基本構想策定					開催準備総合計画(随時更新)			大会報告書
総務企画	会場地選定	会場地市町村選定基準						総務企画から競技運営へ変更						
		国スポ 正式競技・特別競技 会場地市町村選定(数次)		国スポ 公開競技 デモンストレーションスポーツ 会場地市町村選定										
		県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針 業務分担・経費負担細目	全スポ 個人競技・団体競技 会場地市町村選定		全スポ オープン競技 会場地市町村選定		総務企画から全スポへ変更							
		市町村及び競技団体への意向調査・ヒアリング、選定調整												
		競技施設基礎調査	競技施設詳細調査											
		募金・ 企業協賛				募金・企業協賛推進基本 方針・要項募金基本計画	企業協賛基本計画	募金・企業協賛活動の推進						
	競 技 式典会場	競技施設整備基本方針	競技施設基準	競技施設整備計画										
	文化プログラム	県・市町村の競技施設及び式典会場整備の推進												
	情報通信						文化プログラム基本方針	文化プログラム実施計画・実施要項・募集						
	行幸啓等							情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの調整				
総合案内									情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの調整			
競技運営	競技運営		競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画	競技運営基本方針	競技役員等養成事業	記録業務基本方針	リハーサル大会 開催基準要項	記録関係業務基本計画	記録関係業務運営要綱	競技役員等編成	リハーサル大会実施本部	総合案内	総監督会議 記録本部 総合・競技別 プログラム	
				公開競技実施基本方針	デモンストレーション スポーツ実施基本方針	デモンストレーションスポーツ実施競技・会場地市町村選定	総務企画から競技運営へ変更							
			競技用具整備基本方針	競技用具整備要項	競技用具整備の検討計画							競技用具整備の推進		
広報・ 地域づくり	広 報	広報基本方針、基本計画												
	機運醸成	愛称、スローガン募集・決定												
	地域づくり	マスコットキャラクター、イメージソング等の作成検討(募集・決定)												
魅力発信・誘客		時期に応じた講演会・スポーツイベント等の実施												
宿泊・衛生	宿 泊				県民運動基本方針 県民運動基本計画	県民運動の推進(各種グッズの作成及び配布、花いっぱい運動等の実施団体支援など)								
		ボランティアの募集・養成												
		地域経済活性化に向けた取組の検討・推進												
魅力発信・誘客		島根の魅力発信に向けた取組の検討・推進												
宿泊・衛生	宿 泊				宿泊基礎調査	宿泊基本方針	宿泊基本計画	宿泊施設実態調査	宿泊料金決定	宿泊要項				
		宿泊準備の推進(総合配宿計画、広域配宿及び民泊基本計画等)												
		標準献立作成方針	標準献立普及実施要領	標準献立普及講習										
輸送・交通	医事・衛生					医事・衛生基本方針	医事・衛生基本計画	医事・衛生対策各種要項	医療救護実施要項	医事・衛生準備の推進(食品衛生、環境衛生、防疫対策等)				
		主会場周辺の輸送・ 交通等に関する調査	主会場周辺の輸送・交通等に係る課題整理、調整	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画	輸送・交通業務指針	開・閉会式輸送計画							
		輸送・交通等に関する調整・施設整備の推進										交通規制計画		
式典・会場	式 典					式典基本方針	式典基本構想	式典基本計画	式典準備の推進(式典演技、式典音楽等)					
	会 場							会場管理基本方針	会場管理基本計画	会場管理体制の整備				
警備・消防							警備・消防・防災 基本方針・基本計画	警備・消防・防災準備の推進(関係機関との協力体制構築、業務指針、マニュアル等の作成など)						
全国障害者スポーツ大会							オープン競技実施基本方針	オープン競技 会場地市町村選定	総務企画から全スポへ変更					
		全スポ開催に向けた課題の整理				国スポとの一体的な開催に向けた検討				競技用具整備				
国体・国スポ開催県(参考)		福井	茨城	(延期:鹿児島)	(中止:三重)	栃木	鹿児島	佐賀	滋賀	青森	宮崎	長野	群馬	島根

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会

最終総会
解散

大会報告書

リ
ハ
ー
サ
ル
大
会

リ
ハ
ー
サ
ル
大
会

島根がみあり国スポ・全スポ2030【実施競技一覧】

国スポ実施競技

	正式競技・特別競技	公開競技	デモンストレーションスポーツ
性格・位置づけ	各年齢層にわたって普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を実施	正式競技以外の競技を対象に、競技の普及、スポーツの推進、生涯スポーツ社会の実現の観点から実施することができる	正式競技及び公開競技以外の競技を対象に、幅広い世代の方が気軽に参加できるスポーツイベントを実施することができる
開催期間	原則11日以内 (9月中旬～10月中旬)	4日間を上限 (4月1日～大会会期内)	原則1日 (4月1日～大会会期内)
参加者	都道府県選手団	全国から参加	県内の在住者
実施競技	■正式競技(37競技) ※記載省略 ■特別競技(1競技) 高等学校野球 天皇杯・皇后杯得点対象 (特別競技は対象外)	綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビク、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ(8競技)	○県スポーツ協会に加盟、又は同協会が推薦する競技・レクリエーション (例: ウォーキング、ペタンク、ソフトバレーボール、ビリヤード、かるた競技など)
競技の運営	○競技団体 ○会場地市町村	原則、中央競技団体が主導的に行う	県競技団体等が、会場地市町村の協力を得ながら行う
経費負担	県、市町村	当該中央競技団体	実施団体、県、市町村

全スポ実施競技

	正式競技	オープン競技
性格・位置づけ	障がいのある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与する	障がいのある方に広くスポーツを普及する観点から有効と認められるものについて、開催県が希望する種目を独自に実施することができる
開催期間	3日間 (国スポ本大会の直後)	1～2日程度
参加者	都道府県・指定都市選手団	全国から参加
実施競技	■個人競技(7競技) 陸上競技(身体・知的)、水泳(身体・知的)、アーチェリー(身体)、卓球・サウンドテーブルテニス(身体・知的・精神)、フライングディスク(身体・知的)、ボウリング(知的)、ボッチャ(身体) ■団体競技(7競技) バスケットボール(知的)、車いすバスケットボール(身体)、ソフトボール(知的)、フットソフトボール(知的)、ブラインドベースボール(身体)、バレーボール(身体・知的・精神)、サッカー(知的)	■公募により選定された競技 【過去実施例】 ◆福井(H30) 3競技: ・卓球バレー(身体・知的・精神) ・車いすテニス(身体) ・ゲートボール(身体) ◆栃木(R4) 3競技: ・卓球バレー(身体・知的・精神) ・車いすダンス(身体) ・スポーツウエルネス吹矢(身体)
競技の運営	競技団体・県・会場地市町村	実施団体
経費負担	県、市町村	実施団体

第84回国民スポーツ大会 公開競技 会場地市町村第1次選定

	競技名	種別	市町村	開催予定施設
1	綱引	全種別	浜田市	島根県立体育館
2	ゲートボール	全種別	出雲市	出雲健康公園出雲ドーム
3	武術太極拳	全種別	松江市	松江市総合体育館
4	パワーリフティング	全種別	出雲市	出雲だんだんとまとアリーナ (出雲市総合体育館)
5	バウンドテニス	全種別	出雲市	島根県立浜山体育館 (カミアリーナ)
6	エアロビック	全種別	安来市	安来市民体育館
7	スポーツチャンバラ	全種別	益田市	益田市民体育館
8	ダンススポーツ	全種別	安来市	安来市民体育館

公開競技の変遷

回	開催県	競技名	期	名称
70	和歌山	【４競技】 綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ	第１期	国民体育大会
71	岩手			
72	愛媛			
73	福井			
74	茨城	【５競技】 綱引、ゲートボール、 <u>武術太極拳</u> 、パワーリフティング、 グラウンド・ゴルフ	第２期	
75	鹿児島			
76	三重			
77	栃木			
78	佐賀	【７競技】 綱引、ゲートボール、 <u>武術太極拳</u> 、パワーリフティング、 グラウンド・ゴルフ、 <u>バウンドテニス</u> 、 <u>エアロビク</u>	第３期	国民スポーツ大会
79	滋賀			
80	青森			
81	宮崎			
82	長野	【９競技】 綱引、ゲートボール、 <u>武術太極拳</u> 、パワーリフティング、 グラウンド・ゴルフ、 <u>バウンドテニス</u> 、 <u>エアロビク</u> 、 <u>スポーツチャンバラ</u> 、 <u>ダンススポーツ</u>	第４期	
83	群馬			
84	島根			
85	奈良			

※下線は新規実施競技

第 84 回国民スポーツ大会公開競技に係る実施競技の中止について

1 概要

(公財) 日本スポーツ協会の令和 6 年度第 1 回国民スポーツ大会委員会において、令和 9 年第 81 回国民スポーツ大会本大会（宮崎県）から令和 13 年第 85 回国民スポーツ大会本大会（奈良県）までの間、公開競技としてのグラウンド・ゴルフ競技の実施を中止することが承認された。

2 実施競技について

・ 9 競技

(綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ)

3 中止競技について

・ 1 競技

(グラウンド・ゴルフ)

4 理由

(公社) 日本グラウンド・ゴルフ協会の意向による。

第84回国民スポーツ大会・デモンストレーションスポーツ
実施競技及び会場地市町村 第1次選定

	実施競技	主管団体名	市町村	開催予定施設
1	フットサル	(一社) 島根県サッカー協会	益田市	益田市民体育館
2	ビリヤード：ナインボール	島根県ビリヤード協会	安来市	Billiards&Café ARITTO

デモンストレーションスポーツ実施予定競技 概要

【デモンストレーションスポーツとは】

国スポ実施競技区分の一つで、国民のスポーツ推進と生涯スポーツ社会の実現を目的として、正式競技・公開競技以外の競技種目により実施される。

開催は開催県及び団体の任意で、天皇杯・皇后杯成績からは対象外。原則県内在住者が参加対象であり、開催年の4月～会期内に実施される。

実施競技は、県内に普及または普及する見込みがあり、県スポーツ協会の加盟団体または推薦された競技で、市町村及び競技団体が開催を希望している競技であれば様々な競技が実施可能。

1. フットサル



※とちぎ国体 デモスポ報告書より

1チーム5人で自由に交代しながら競技が行われる。サッカーに比べてピッチが小さい分、スピーディーなプレーや豪快なシュートを間近で楽しむことができる競技。

またボディコンタクトが禁止されているため、女性や子どもも参加しやすい競技である。

【会場予定地】	益田市民体育館（益田市）
【主管団体】	一般社団法人 島根県サッカー協会
【実施内容】	フットサル交流会
【実施目的】	国スポを盛り上げる。フットサルの普及発展に努める。

2. ビリヤード：ナインボール



※SAGA 国スポ デモスポ報告書より

ビリヤード・テーブルの上で球をキュー・スティックで突いて、競技点数を競う競技。

ナインボールは、最小番号の的玉から順番にあてて9番ボールをポケットした方が勝ちの競技である。

【会場予定地】	Billiards&Café ARITTO（安来市）
【主管団体】	島根県ビリヤード協会
【実施内容】	個人対抗戦（クラス別）
【実施目的】	ビリヤードを通じた健康増進・体力向上・地域の活性化

第29回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村 第2次選定

	競技名 (※1)	独自	区分			市町村名	開催予定施設 (※2)	選定状況
			身	知	精			
個人競技	陸上競技		○	○		出雲市	県立浜山公園陸上競技場	第1次
	水泳		○	○		松江市	県立水泳プール	第1次
	アーチェリー		○			出雲市	出雲市内特設会場	第1次
	卓球・STT (※3)		○	○	○	松江市	くにびきメッセ (島根県立産業交流会館)	第1次
	フライングディスク	●	○	○		松江市	松江市営陸上競技場	第2次
	ボウリング			○		広島県 東広島市	賀茂ボール	第1次
	ボッチャ	●	○			出雲市	出雲だんだんとまとアリーナ (出雲市総合体育館)	第2次
団体競技	バスケットボール			○		松江市	松江市総合体育館	第1次
	車いすバスケットボール	●	○			松江市	松江市総合体育館	第1次
	ソフトボール			○		雲南市	雲南市内特設会場	第1次
	ブラインドベースボール (グラウンドソフトボール)	●	○			浜田市	三隅中央公園多目的広場 三隅中学校グラウンド	第2次
	フットソフトボール	●		○		出雲市	湖陵総合公園野球場・多目的 広場	第2次
	バレーボール		○	○	○	松江市 安来市	鹿島総合体育館 安来市民体育館	第1次
	サッカー			○		益田市	県立サッカー場 益田運動公園陸上競技場	第1次

(※1) 本県で開催予定の島根かみあり全スポの実施競技は、令和7年度中に(公財)日本パラスポーツ協会が決定する予定のため、今後変更となる可能性がある

(※2) 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、国スポに係る中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある

(※3) STT : サウンドテーブルテニスの略

第84回国民スポーツ大会 記録業務基本方針

第84回国民スポーツ大会における競技成績等記録の収集、速報および総合成績の算出に関する業務（以下「記録業務」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」、「同細則」および「国民スポーツ大会記録情報処理要項」に基づき行うほか、次の基本方針により実施する。

1 記録業務の推進

県、会場地市町村および関係競技団体は、記録業務を分担し、相互に連携を図りながら、正確かつ迅速に記録業務を推進する。

2 記録本部の設置

県および会場地市町村は、記録業務を円滑に推進するため、それぞれ記録本部を設置する。

3 記録システムの使用

県は、記録業務を効率的に実施するため、競技成績等記録を正確かつ迅速に処理することのできる記録システムを使用する。

4 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針

第84回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の式典は、「国民スポーツ大会開催基準要項」、「同規則」及び「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」並びに「第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」及び「同基本構想」を踏まえ、「自分を超えろ、神話をつくれ」のスローガンのもと、「島根かみあり国スポ・全スポ」にふさわしい式典とする。

1 基本理念

- (1) より多くの県民が参加し、スポーツを「する、みる、ささえる」、さらには「しる、つながる、はぐくむ」の観点から、共感し体感できる式典とする。
- (2) 悠久の歴史や豊かな自然、多彩な文化・芸術など、島根の魅力を全国に発信し、来県者をおもてなしの心で迎えるとともに、参加者の記憶に残る式典とする。
- (3) アスリートファーストの視点に立ち、簡素化や効率化を図りながらも、参加者や環境への配慮などに創意工夫を重ねた、島根らしいコンパクトな式典とする。

2 式典の構成

式典は、国スポ及び全スポ（以下「大会」という。）の開・閉会式、各競技会の表彰式（以下「表彰式」という。）、炬火イベントで構成する。

(1) 大会の開・閉会式

国スポの総合開・閉会式は、「国民スポーツ大会開催基準要項第20項」に規定する式典、役員・選手団入退場等で構成する。全スポの開・閉会式は、国スポに準じた構成とする。

(2) 表彰式

国スポの表彰式は、「国民スポーツ大会開催基準要項細則第9項」の規定により構成する。全スポの表彰式は、国スポに準じた構成とする。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、開催に向けた機運を高める行事及び大会の開・閉会式で構成する。

3 式典の企画・運営

(1) 大会の開・閉会式

開・閉会式は、県が企画・運営に当たる。

(2) 表彰式

国スポの表彰式は、県が別に定める要項に基づき、会場地市町村が関係競技団体と協議の上、企画・運営に当たる。

全スポの表彰式は、県が会場地市町村及び競技運営主管団体と協議の上、企画し、会場地市町村及び競技運営主管団体が運営に当たる。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、別に定める要項に基づくものとする。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針

第84回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）及び一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら、安全かつ確実にを行うものとする。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 開・閉会式の輸送

ア 開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町村及び関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場の輸送

ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町村が県及び関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を2市町村以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

イ 全スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が関係機関等の協力を得て実施する。

(4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バス、タクシーその他の車両の乗降場として指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 開・閉会式及び競技会場地における一般観覧者の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス、タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車で開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じて必要な制限を行う。

3 車両等及び駐車場の確保

(1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 車両の確保については、ユニバーサルデザインやバリアフリーに対応した車両の確保に努める等、障がい者等の移動に配慮する。

(3) 県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、自家用車での乗り入れ自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関及び関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第84回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送対象者は以下のとおりとする。

ア 大会参加者

- ① 選手団（選手・監督、役員）
- ② 大会役員
- ③ 競技会役員
- ④ 競技役員
- ⑤ 招待者
- ⑥ 報道関係者
- ⑦ 視察員
- ⑧ 式典出演者
- ⑨ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑩ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑪ その他、県または会場地市町村が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

[国スポ]

原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

[全スポ]

原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

(3) 業務の範囲

ア 全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね2km未満の距離は行わない。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要があると認められる場合は、この限りではない。

2 全国輸送

(1) 全国輸送計画の策定

県は、全国から来県する選手団等の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。

(2) 全国輸送の範囲

[国スポ]

各都道府県出発地から宿舎の間とする。

[全スポ]

各都道府県出発地から指定乗降地（全国から来県する選手、役員等に示す来県・離県の際に利用する駅等をいう。以下同じ。）の間とする。

(3) 集合・解散の方法

選手団等の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関または自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。

なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の機体変更等座席の確保、その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関及び関係団体等に要請する。

(4) 指定下車駅及び指定乗降地の設定

[国スポ]

県が会場地市町村と協議の上、宿舎の最寄り駅等から1か所以上を指定下車駅として設定する。

[全スポ]

県が、来県の利便性、駅構内及び周辺のバス乗降場の状況、宿舎及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、指定乗降地を設定する。

(5) 指定下車駅及び指定乗降地からの輸送

[国スポ]

指定下車駅と宿舎間の輸送は、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

[全スポ]

指定乗降地と宿舎間の輸送は、輸送距離、道路交通事情ならびに選手、役員等の参集方法を勘案し、県が行う。

(6) 輸送案内

[国スポ]

県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所において行う。

[全スポ]

県が指定乗降地に設置する総合案内所において行う。

3 開・閉会式輸送

(1) 開・閉会式輸送実施計画の策定

県は、式典に係る各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送実施計画を策定する。

(2) 開・閉会式輸送の範囲

[国スポ]

選手団等の指定集合地（計画バス輸送の起点・終点となる宿舎近くバス乗降が可能な場所をいう。以下同じ。）と開・閉会式会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

[全スポ]

選手団等の宿舎または指定集合地と開・閉会式会場及び競技会場の相互間を範

囲とし、原則として計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

選手団等の計画輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議して指定集合地を設定する。

(4) 指定集合地と宿舍間の誘導

[国スポ]

指定集合地と宿舍が異なる場合は、指定集合地と宿舍間の誘導を会場地市町村が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

[全スポ]

指定集合地と宿舍が異なる場合は、指定集合地と宿舍間の誘導を県が実施する。

(5) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。

(6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握及び事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び臨時駐車場等からのシャトルバスの運行など必要な措置を講じて、円滑な輸送に努める。

イ 自家用車で来場は、原則として認めない。ただし、車椅子利用者等の輸送については、別途配慮する。

(8) 車両許可証の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるように別に定める許可証を交付する。

4 競技会場地輸送

(1) 会場地市町村輸送・交通業務指針の策定

[国スポ]

会場地市町村の競技会場地輸送業務を推進するため、県は、会場地市町村輸送・交通業務指針を策定する。

(2) 競技会場地輸送計画の策定

[国スポ]

会場地市町村輸送・交通業務指針に基づき、会場地市町村が競技会場地輸送計画を策定する。

なお、同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の選手団等の輸送は、関係市町村が協議の上、実施する。

[全スポ]

会場地市町村と調整を図り、県が競技会場地輸送計画を策定する。

5 円滑な輸送の実施

(1) 車両の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス及びタクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、緊急時に備えた予備車も含め、開・閉会式輸送及び競技会場地輸送に必要な車両台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等に車両確保の協力を要請する。

(2) 公共交通機関の利用促進

県及び会場地市町村は、鉄道及び路線バスの増便・増発を要請するなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て必要な輸送力の確保に努め、公共交通機関の利用促進を図る。

(3) 駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情や大会参加者及び一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

(4) 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な対策を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施にあたっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

6 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

7 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における大会参加者及び一般観覧者の輸送については、自家用車での乗り入れ自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。

8 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については別に定める。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第84回国民スポーツ大会（以下、「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下、「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下、「参加者」という）の宿泊及び食事の提供については、国スポ及び全スポの参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、次の方針に基づき行う。

1 宿 舎

- （1）参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- （2）会場地市町村内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等及び近隣市町村の旅館等を利用する。
- （3）風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

2 配 宿

- （1）国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下、「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村の旅館等に配宿する場合及び選手・監督を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。
全スポ参加者の配宿については、県が行う。
- （2）参加者の配宿は、以下のことに配慮して行う。
 - ① 選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
 - ② 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況を配慮して配宿する。
 - ③ 全スポの選手・監督等については、障害特性を配慮し、利用しやすい宿舎に配宿するように努める。
 - ④ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別に配宿する。

3 宿泊料金

- （1）国スポ参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会と旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。
- （2）全スポ参加者の宿泊料金は、国スポ参加者の宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた島根県のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会

宿泊基本計画

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第84回国民スポーツ大会（以下、「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下、「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下、「参加者」という。）の配宿等の業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舎に関する調査の実施

[国スポ]

参加者の配宿計画の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

[全スポ]

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

[国スポ]

仮配宿計画（会場市町村毎に参加者をどの宿舎に配宿するかシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）は、宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績及び宿泊意向調査に基づき、県と会場市町村が連携して作成する。

[全スポ]

仮配宿計画は、宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

(4) 宿舎の充足対策

[国スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町村が、公共施設等の転用（以下、「転用施設」という。）、民家の利用（以下、「民泊」という。）及び近隣市町村の旅館等の利用（以下、「広域配宿」という。）を行うなど、必要な充足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に実施できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町村等による連絡会議を設置する。

[全スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

[国スポ]

県と会場市町村は、仮配宿計画等に基づき、市町村毎の宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

[全スポ]

県は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

[全スポ]

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊料金の決定

[国スポ]

参加者の宿泊料金は、県、準備委員会及び実行委員会と旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

[全スポ]

参加者の宿泊料金は、国スポ参加者の宿泊料金を基本とし、旅館等の関係団体との協議し、県準備（実行）委員会が決定する。

3 宿泊本部の設置

[国スポ]

各都道府県及び会場地市町村との連携を密にし、宿泊の申し込み、変更及び取り消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県及び会場地市町村に宿泊本部を設置する。

[全スポ]

各都道府県及び会場地市町村との連携を密にし、宿泊の申し込み、変更及び取り消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

4 食事の提供

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた島根県のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう、安全・安心で栄養バランスの良い食事の提供に努める。

5 弁当の調達

[国スポ]

昼食弁当については、県及び会場市町村が、必要に応じて調達斡旋を行う。

[全スポ]

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会

医事・衛生基本方針

第84回国民スポーツ大会（以下、「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下、「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下、「参加者」という）の医事・衛生については、関係機関・団体等の協力を得て、清潔で快適な環境の下で十分な活躍ができるよう、次の基本方針に基づき行う。

1 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

2 防 疫

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

3 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の衛生管理体制を整えるとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

4 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより広く県民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事衛生業務を円滑に推進する。

1 医療救護対策

(1) 救護所及び救護本部の設置

選手・監督、役員、視察員、報道員等その他関係者ならびに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の傷病の発生に速やかに対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

(2) 傷病の発生時の対応等

傷病の予防に関する啓発及び発生時の患者への対応については、パンフレットの作成、配布等により、各都道府県、宿舍および医療機関等に周知徹底を図る。

2 防疫対策

(1) 防疫に関する知識の普及及び意識の啓発

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

(2) 健康診断の実施

会場における消化器系感染症等の発生予防のため、宿舍、弁当調製施設等の業務従事者を対象とした、保菌検査（検便）等の健康診断実施の励行に努める。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿舍及び食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する知識の普及及び意識のより一層の啓発を図り、あわせて自主的な衛生管理の向上を促す。

(2) 監視・指導の実施

宿舍や弁当調製施設など食品取扱施設を対象に、監視・指導を行う。

4 環境衛生対策

(1) 会場及び生活環境の美化

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所及び観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

(3) 宿舎の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿舎に対して必要な指導等を行い、宿舎の衛生対策に努める。

(4) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(5) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(6) 動物の適正管理

会場及び宿舎等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

(7) 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙が生じないように、競技会場等における受動喫煙防止対策に努める。

5 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会事務局

(島根県環境生活部 島根かみあり国スポ・全スポ準備室内)

〒690-0876

島根県松江市黒田町 488-2

TEL:0852-67-4134 FAX:0852-67-4147

E-mail: kokumin-sports@pref.shimane.lg.jp